

令和元年度『被災小規模事業者再建事業費補助金』（持続化補助金台風19号型）

本補助金は、令和元年10月に発生した令和元年台風第19号の暴風雨による災害による激甚災害の被災区域（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）において、被害を受けた小規模事業者の事業再建を支援するため、商工会等の支援機関の助言を受けながら行う、事業再建に向けた取組に要する経費の一部を補助するものです。

【対象者】

- ・宮城県、福島県、栃木県、長野県に所在する、令和元年台風第19号により直接被害または売上減の間接被害を受けた小規模事業者
- ・岩手県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県に所在する、令和元年台風第19号により直接の被害を受けた小規模事業者

上記に該当する小規模事業者が、事業再建に向けた取組を実施するにあたり、商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿った事業再建の取組に要する経費の一部を補助します。

※本公募では、令和2年2月中に事業が完了する事業者を対象としています。

【公募期間】

令和元年12月17日(火)～令和2年1月17日(金)【当日消印有効】

※採択結果の公表は令和2年2月中旬頃を予定しています。

【補助率・補助上限】

補助率：補助対象経費の3分の2以内（宮城県、福島県において一定の要件を満たす場合は定額）

補助上限：

- ・宮城県、福島県、栃木県、長野県の事業者：200万円
- ・岩手件、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県の事業者：100万円

【公募要領】

- ・全国商工会連合会 <http://www.shokokai.or.jp/saiken/>

※公募要領は上記ウェブサイトからダウンロードできます。

【本件に関するお問い合わせ先】

太田商工会議所 中小企業相談所 電話：0276-45-2121